

公的資金補償金免除繰上償還に係る公営企業経営健全化計画

基本的事項

1 事業の概要

特別会計名：下水道事業特別会計

事業名	公共下水道		
事業開始年月日	平成9年4月1日	地方公営企業法の適用・非適用	適用 <input checked="" type="checkbox"/> 非適用
団体名	川辺町	職員数 (H19. 4. 1現在)	6
構成団体名			

注1 事業を実施する団体が一部事務組合等（一部事務組合、広域連合及び企業団をいう。以下同じ。）の場合は、「団体名」欄に一部事務組合等の名称を記載し、「構成団体名」欄にその構成団体名を列記すること。

2 「職員数」欄には、当該事業に従事する全職員数を記載すること。

2 財政指標等

資本費	(H17)	395	公営企業債現在高（百万円）	(H18)	5,383
累積欠損金（百万円）			利益剰余金又は積立金（百万円）		0
不良債務（百万円）			財政力指数	(H18)	0.545
資金不足比率（％）		0	実質公債費比率（％）	(H18)	6.7
			経常収支比率（％）	(H17)	81.4

注 平成17年度（又は平成18年度）の公営企業決算状況調査、地方財政状況調査等の報告数値を記入すること。
 なお、財政力指数、実質公債費比率及び経常収支比率は、当該事業の経営主体である地方公共団体の数値を記載し、当該事業が一部事務組合等により経営されている場合は、その構成団体の各数値を加重平均したものを記載すること。（ただし、旧資金運用部資金及び旧簡易生命保険資金について対象としない財政力1.0以上の団体の区分については構成団体の中で最も低い財政力指数を記載すること。）

3 合併市町村等における公営企業の統合等の内容

新法による合併市町村、合併予定市町村における公営企業の統合等の内容 旧法による合併市町村における公営企業の統合等の内容 該当なし
〔合併期日：平成 年 月 日 合併前市町村： 〕

注1 「新法による合併市町村、合併予定市町村」とは、市町村の合併の特例等に関する法律（平成16年法律第59号）第2条第2項に規定する合併市町村及び同条第1項に規定する市町村の合併をしようとする市町村で地方自治法（昭和22年法律第67号）第7条第7項の規定による告示のあったものをいう。

2 「旧法による合併市町村」とは、市町村の合併の特例等に関する法律（昭和40年法律第6号）第2条第2項に規定する合併市町村（平成7年4月1日以後に同条第1項に規定する市町村の合併により設置されたものに限る。）をいう。

3 にしを付けた上で内容を記載すること。

4 公営企業経営健全化計画の基本方針等

区分	内容
計画名	川辺町公共下水道事業経営健全化計画
計画期間	平成19年度～平成23年度
計画策定責任者	岐阜県加茂郡川辺町長 佐藤光宏
既存計画との関係	川辺町集中改革プラン（平成17年度～平成22年度）
公表の方法等	川辺町ホームページに公表のうえ、議会等へ適時（H20.3議会）説明予定
基本方針	下水道事業の費用負担は汚水私費、雨水公費が原則であることから、適正な費用負担にて管理運営が実践できるよう目指しています。そのため、経営健全化計画では「水洗化率の向上と使用料の適正化」「人件費・物件費等の経常経費の縮減」「一般会計からの基準外繰入金金の削減」等の経営改革を基本方針に、今後とも真摯に取り組んでまいります。

注 計画期間については、原則として平成19年度から23年度までの5か年とすること。

基本的事項（つづき）

5 繰上償還希望額等

(単位：百万円)

区 分		年利5%以上6%未満	年利6%以上7%未満	年利7%以上	合 計
旧資金運用部資金	繰上償還希望額	5	6	4	15
	補償金免除額	1	1	1	3
旧簡易生命保険資金	繰上償還希望額	2			2
公営企業金融公庫資金	繰上償還希望額	3	3	1	7

注 「旧資金運用部資金」の「補償金免除額」欄は、各地方公共団体の「繰上償還希望額」欄の額に対応する額として、計画提出前の一定基準日の金利動向に応じて算出された予定額であり、各地方公共団体の所在地を管轄とする財務省財務局・財務事務所に予め相談・調整の上、確認した補償金免除(見込)額を記入すること。

6 平成19年度末における年利5%以上の地方債現在高の状況

【旧資金運用部資金】

(単位：千円)

事業債名		年利5%以上6%未満 (平成21年度末残高)	年利6%以上7%未満 (平成20年度末残高)	年利7%以上 (平成19年度末残高)	合 計
公営企業債	S54流域下水道事業			191	191
	S55流域下水道事業			283	283
	S56流域下水道事業			509	509
	S57流域下水道事業			615	615
	S58流域下水道事業			912	912
	S59流域下水道事業			1,265	1,265
	S60流域下水道事業		1,366		1,366
	S61流域下水道事業	1,838			1,838
	H01流域下水道事業		1,500		1,500
	H02流域下水道事業		2,360		2,360
	H03公共下水道事業	645			645
H03流域下水道事業	2,385			2,385	
合 計 (A)		4,868	5,226	3,775	13,869
一般会計負担分 (再掲)					
合 計 (B)					
公営企業で負担するもの (A)-(B)		4,868	5,226	3,775	13,869

【旧簡易生命保険資金】

(単位：千円)

事業債名		年利5%以上6%未満 (平成21年度末残高)	年利6%以上7%未満 (平成21年度末残高)	年利7%以上 (平成20年度9月期残高)	合 計
公営企業債	H03公共下水道事業	1,354			1,354
合 計 (A)		1,354			1,354
一般会計負担分 (再掲)					
合 計 (B)					
公営企業で負担するもの (A)-(B)		1,354			1,354

【公営企業金融公庫資金】

(単位：千円)

事業債名		年利5%以上6%未満 (平成20年度9月期残高)	年利6%以上7%未満 (平成20年度9月期残高)	年利7%以上 (平成19年度末残高)	合 計
公営企業債	S59流域下水道事業			742	742
	S60流域下水道事業		980		980
	S61流域下水道事業	1,195			1,195
	H01流域下水道事業		762		762
	H02流域下水道事業		1,216		1,216
	H03公共下水道事業	719			719
	H03流域下水道事業	1,307			1,307
合 計 (A)		3,221	2,958	742	6,921
一般会計負担分 (再掲)					
合 計 (B)					
公営企業で負担するもの (A)-(B)		3,221	2,958	742	6,921

注1 地方債計画の区分ごとに記入すること。
 2 必要に応じて行を追加して記入すること。

財務状況の分析

区 分	内 容		
財務上の特徴	本町では地形や人口規模から、住宅密集地である都市部と比較し建設費、維持管理費が割高になるという構造的な問題があります。また、整備事業の途中ということもあり、水洗化率も70%前後を横這いの状況であります。このため、一般会計からの財政支援に頼らざるを得ない状況にあります。		
経営課題	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="424 674 627 730">課 題</td> <td data-bbox="627 674 1473 842">料金（使用料）収入を増やすための水洗化率の向上と、料金形態の見直し</td> </tr> </table>	課 題	料金（使用料）収入を増やすための水洗化率の向上と、料金形態の見直し
	課 題	料金（使用料）収入を増やすための水洗化率の向上と、料金形態の見直し	
	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="424 842 627 898">課 題</td> <td data-bbox="627 842 1473 1010">維持管理費の節減と合理化</td> </tr> </table>	課 題	維持管理費の節減と合理化
	課 題	維持管理費の節減と合理化	
	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="424 1010 627 1066">課 題</td> <td data-bbox="627 1010 1473 1178">整備手法、補償工事等の見直しによる建設コストの縮減</td> </tr> </table>	課 題	整備手法、補償工事等の見直しによる建設コストの縮減
	課 題	整備手法、補償工事等の見直しによる建設コストの縮減	
<table border="1"> <tr> <td data-bbox="424 1178 627 1234">課 題</td> <td data-bbox="627 1178 1473 1346">事務事業量に合わせた職員数と人件費の縮減</td> </tr> </table>	課 題	事務事業量に合わせた職員数と人件費の縮減	
課 題	事務事業量に合わせた職員数と人件費の縮減		
<table border="1"> <tr> <td data-bbox="424 1346 627 1402">課 題</td> <td data-bbox="627 1346 1473 1514"></td> </tr> </table>	課 題		
課 題			
留意事項			

注1 「財務上の特徴」欄は、事業環境や地域特性等を踏まえて記載すること。また、経営指標等について経年推移や類似団体との水準比較などを行い、各自工夫の上説明すること。

2 「経営課題」欄は、料金水準の適正化、資産の有効活用、給与水準・定員管理の適正合理化、維持管理費等サービス供給コストの節減合理化、資本投下の抑制、民間的経営手法等の導入等、団体が認識する経営上の課題について、優先度の高いものから順に記載する。また、経営課題と認識する理由を類似団体等との比較を交えながら具体的に説明すること。

3 「留意事項」欄は、「経営課題」で取り上げた項目の他に、経営に当たって補足すべき事項を記載すること。

4 必要に応じて行を追加して記入すること。

今後の経営状況の見通し（ 法非適用企業）

(1) 収益的収支、資本的収支

(単位:百万円,%)

区 分		年 度	平成14年度 (計画前5年度) (決 算)	平成15年度 (計画前4年度) (決 算)	平成16年度 (計画前3年度) (決 算)	平成17年度 (計画前々年度) (決 算)	平成18年度 (計画前年度) (決 算 見 込)	平成19年度 (計画初年度)	平成20年度 (計画第2年度)	平成21年度 (計画第3年度)	平成22年度 (計画第4年度)	平成23年度 (計画第5年度)
収 益 的 収 入	1 総 収 益 (A)	175	172	167	184	243	243	243	255	262	268	
	(1) 営 業 収 益 (B)	63	71	78	87	94	98	100	107	112	117	
	ア 料 金 収 入	62	70	77	86	93	97	99	106	111	116	
	イ 受 託 工 事 収 益 (C)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	ウ そ の 他	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	
	(2) 営 業 外 収 益	112	101	89	97	149	145	143	148	150	151	
	ア 他 会 計 繰 入 金	95	86	68	80	128	136	140	147	147	148	
	イ そ の 他	17	15	21	17	21	9	3	1	3	3	
	2 総 費 用 (D)	163	161	169	179	191	192	202	205	206	207	
	(1) 営 業 費 用	56	53	55	60	68	66	73	76	79	81	
	ア 職 員 給 与 費	6	6	4	8	11	9	6	6	6	6	
	ウ ち 退 職 手 当	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	イ そ の 他	50	47	51	52	57	57	67	70	73	75	
	(2) 営 業 外 費 用	107	108	114	119	123	126	129	129	127	126	
ア 支 払 利 息	107	108	114	119	123	126	129	129	127	126		
ウ ち 一 時 借 入 金 利 息	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
イ そ の 他	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
3 収 支 差 引 (A)-(D) (E)	12	11	-2	5	52	51	41	50	56	61		
資 本 的 収 入	1 資 本 的 収 入 (F)	684	798	733	754	505	386	391	348	356	378	
	(1) 地 方 債	351	452	391	369	240	163	140	124	131	141	
	(2) 他 会 計 補 助 金	37	93	89	121	87	102	123	107	137	147	
	(3) 他 会 計 借 入 金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	(4) 固 定 資 産 売 却 代 金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	(5) 国 (都 道 府 県) 補 助 金	210	215	183	201	105	65	74	48	48	51	
	(6) 工 事 負 担 金	85	37	69	62	72	55	53	68	39	38	
	(7) そ の 他	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	
	2 資 本 的 支 出 (G)	694	807	739	768	545	441	431	397	409	438	
	(1) 建 設 改 良 費	597	698	615	623	385	272	254	201	208	222	
	ウ ち 職 員 給 与 費	37	41	38	30	30	30	31	22	22	22	
	(2) 地 方 債 償 還 金 (H)	67	88	103	124	138	153	167	183	193	207	
	(3) 他 会 計 長 期 借 入 金 返 還 金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	(4) 他 会 計 へ の 繰 出 金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
(5) そ の 他	30	21	21	21	22	16	10	13	8	9		
3 収 支 差 引 (F)-(G) (I)	-10	-9	-6	-14	-40	-55	-40	-49	-53	-60		

(3) 経営指標等

(単位:%)

		平成14年度 (計画前5年度) (決算)	平成15年度 (計画前4年度) (決算)	平成16年度 (計画前3年度) (決算)	平成17年度 (計画前々年度) (決算)	平成18年度 (計画前年度) (決算見込)	平成19年度 (計画初年度)	平成20年度 (計画第2年度)	平成21年度 (計画第3年度)	平成22年度 (計画第4年度)	平成23年度 (計画第5年度)	
資金不足比率	(%) (再掲)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
料金回収率	(%)	37	39	38	38	46	48	58	57	55	53	
総収支比率(法適用)	(%)											
経常収支比率(法適用)	(%)											
営業収支比率(法適用)	(%)											
累積欠損金比率(法適用)	(%) (再掲)											
収益的収支比率(法非適用)	(%) (再掲)	76	69	61	61	74	70	66	66	66	65	
不良債務比率(法適用)又は 赤字比率(法非適用)	(%) (再掲)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
繰入金比率	収益的収入分	(%)	54	50	41	43	53	56	58	58	56	55
	うち基準内繰入金	(%)	34	39	40	43	53	57	58	58	56	55
	うち基準外繰入金	(%)	20	11	1	1	0	0	0	0	0	0
	うち料金収入に計上すべき繰入等	(%)										
	うち赤字補てん的なもの	(%)										
	資本的収入分	(%)	5	12	12	16	17	26	31	31	38	39
	うち基準内繰入金	(%)	3	4	5	6	10	14	14	16	14	13
	うち基準外繰入金	(%)	3	8	7	10	7	11	17	15	24	26
うち赤字補てん的なもの	(%)											

注1 上記の各指標の算出方法については、次のとおりであること。

(1) 資金不足比率(%)

ア 地方公営企業法適用企業の場合 = 地方財政法施行令第19条第1項により算定した資金の不足額 / (営業収益 - 受託工事収益) × 100

イ 地方公営企業法非適用企業の場合 = 地方財政法施行令第20条第1項により算定した資金の不足額 / (営業収益 - 受託工事収益) × 100

(2) 総収支比率(%) = 総収益 / 総費用 × 100

(3) 経常収支比率(%) = 経常収益 / 経常費用 × 100

(4) 営業収支比率(%) = (営業収益 - 受託工事収益) / (営業費用 - 受託工事費用) × 100

(5) 累積欠損金比率(%) = 累積欠損金 / (営業収益 - 受託工事収益) × 100

(6) 収益的収支比率(%) = 総収益 / (総費用 + 地方債償還金) × 100

(7) 不良債務比率(又は赤字比率)(%) = 不良債務(又は実質赤字額) / (営業収益 - 受託工事収益) × 100

(8) 繰入金比率(%) = 収益的収入に属する他会計繰入金(又は資本的収入に属する他会計繰入金) / 収益的収入(又は資本的収入) × 100

2 上記指標のうち「料金回収率」は、水道事業(簡易水道事業を含む)、工業用水道事業及び下水道事業(下水道事業にあっては使用料回収率)について記載すること。

(1) 水道事業、工業用水道事業に係る料金回収率の算出方法

・料金回収率(%) = 供給単価 1 / 給水原価 2 × 100

1 供給単価(円/m³) = 給水収益 / 年間総有収水量(工業用水道事業にあっては料金算定に係るもの)

2 給水原価(円/m³) = (経常費用 - (受託工事費 + 材料及び不用品売却原価 + 附帯事業費 + 基準内繰入金(水道事業のみ))) / 年間総有収水量(工業用水道事業にあっては料金算定に係るもの)
但し、簡易水道事業については下記によるものとする。

ア 地方公営企業法適用企業の場合 = (経常費用 - (受託工事費 + 材料及び不用品売却原価 + 附帯事業費 + 基準内繰入金 + 減価償却費) + 企業債償還金) / 年間総有収水量

イ 地方公営企業法非適用企業の場合 = (総費用 - (受託工事費 + 基準内繰入金) + 地方債償還金) / 年間総有収水量

(2) 下水道事業に係る使用料回収率の算出方法

・使用料回収率(%) = 使用料収入 / 汚水処理費 × 100

(4) 収支見通し策定の前提条件

条件項目	収支見通し策定に当たっての考え方(前提条件)
1 料金設定の考え方、料金収入の見込み	水洗化については供用開始後1年目15%、2年目25%、3年目35%、4～5年目15%、6～10年目7%、以降3%として人口・世帯の見込をたて、この水洗化人口・世帯を元に使用料収入を見込みを算出 使用料については整備終了後、水洗化率の状況を見て見直しを図る。
2 他会計繰入金の見込み	施設整備中であるため、料金収入で賄えない部分については基準外繰入金もやむを得ない。
3 大規模投資の有無、資産売却等による収入の見込み	売却資産等を有していないため考慮しない。
4 その他収支見通し策定に当たって前提としたもの	補償工事の見直し(下水道工事に伴う水道布設替を金銭補償から現物補償)を行い、工事費を5%削減。

注1 収支見通しを策定するに当たって、前提として用いた各種仮定(前提条件)について、各区分に従い、それぞれその具体的な考え方を記入すること。

2 必要に応じて行を追加して記入すること。

経営健全化に関する施策

項 目	具 体 的 内 容	番号																		
1 行革推進法を上回る職員数の純減や人件費の総額の削減 <table border="1" data-bbox="107 300 573 1070"> <tr> <td data-bbox="107 300 573 427">地方公務員の職員数の純減の状況</td> <td data-bbox="573 300 2101 427">川辺町集中改革プランでは、職員を114人(H17.4.1)から100人(H22.4.1)へ14人の純減(12.3%削減)としている。下水道事業においても事務事業量の見直しを行うなどし6人(H17.4.1)から4人(H22.4.1)へ2人の純減(33.3%削減)としている。また、22年度以降についても削減後の職員数を継続する。</td> <td data-bbox="2101 300 2179 427"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="107 427 573 531">給与のあり方</td> <td data-bbox="573 427 2101 531"></td> <td data-bbox="2101 427 2179 531"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="107 531 573 667">国家公務員の給与構造改革を踏まえた給与構造の見直し、地域手当のあり方</td> <td data-bbox="573 531 2101 667">基本的に人事院の給与勧告にそったものとしていますが、町独自に平成17年度から 特別職等報酬10%削減 議員報酬10%削減 管理職手当削減(給与月額10% 5%) 勸奨退職を実施し、平成18年度から全職員の期末勤勉手当を0.2ヶ月削減しています。特殊勤務手当については下水道会計では該当なし。地域手当については、支給対象地域ではありません。</td> <td data-bbox="2101 531 2179 667"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="107 667 573 802">技能労務職員に相当する職種に従事する職員等の給与のあり方</td> <td data-bbox="573 667 2101 802">技能労務職員の退職時に新規採用職員の嘱託員化に努め、一般行政事務嘱託員は平成18年度から原則0人としています。(11人 0人)なお、下水道会計において技能労働職員に該当する職員はなし。</td> <td data-bbox="2101 667 2179 802"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="107 802 573 930">退職時特昇等退職手当のあり方</td> <td data-bbox="573 802 2101 930">退職手当については、県市町村職員退職手当組合に加入しているため、国に準拠し平成21年4月1日に見直し予定。なお、退職時特昇等退職手当の規則については平成13年3月に廃止しています。</td> <td data-bbox="2101 802 2179 930"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="107 930 573 1070">福利厚生事業のあり方</td> <td data-bbox="573 930 2101 1070">福利厚生事業について健康保険組合は該当なし。</td> <td data-bbox="2101 930 2179 1070"></td> </tr> </table>	地方公務員の職員数の純減の状況	川辺町集中改革プランでは、職員を114人(H17.4.1)から100人(H22.4.1)へ14人の純減(12.3%削減)としている。下水道事業においても事務事業量の見直しを行うなどし6人(H17.4.1)から4人(H22.4.1)へ2人の純減(33.3%削減)としている。また、22年度以降についても削減後の職員数を継続する。		給与のあり方			国家公務員の給与構造改革を踏まえた給与構造の見直し、地域手当のあり方	基本的に人事院の給与勧告にそったものとしていますが、町独自に平成17年度から 特別職等報酬10%削減 議員報酬10%削減 管理職手当削減(給与月額10% 5%) 勸奨退職を実施し、平成18年度から全職員の期末勤勉手当を0.2ヶ月削減しています。特殊勤務手当については下水道会計では該当なし。地域手当については、支給対象地域ではありません。		技能労務職員に相当する職種に従事する職員等の給与のあり方	技能労務職員の退職時に新規採用職員の嘱託員化に努め、一般行政事務嘱託員は平成18年度から原則0人としています。(11人 0人)なお、下水道会計において技能労働職員に該当する職員はなし。		退職時特昇等退職手当のあり方	退職手当については、県市町村職員退職手当組合に加入しているため、国に準拠し平成21年4月1日に見直し予定。なお、退職時特昇等退職手当の規則については平成13年3月に廃止しています。		福利厚生事業のあり方	福利厚生事業について健康保険組合は該当なし。			
地方公務員の職員数の純減の状況	川辺町集中改革プランでは、職員を114人(H17.4.1)から100人(H22.4.1)へ14人の純減(12.3%削減)としている。下水道事業においても事務事業量の見直しを行うなどし6人(H17.4.1)から4人(H22.4.1)へ2人の純減(33.3%削減)としている。また、22年度以降についても削減後の職員数を継続する。																			
給与のあり方																				
国家公務員の給与構造改革を踏まえた給与構造の見直し、地域手当のあり方	基本的に人事院の給与勧告にそったものとしていますが、町独自に平成17年度から 特別職等報酬10%削減 議員報酬10%削減 管理職手当削減(給与月額10% 5%) 勸奨退職を実施し、平成18年度から全職員の期末勤勉手当を0.2ヶ月削減しています。特殊勤務手当については下水道会計では該当なし。地域手当については、支給対象地域ではありません。																			
技能労務職員に相当する職種に従事する職員等の給与のあり方	技能労務職員の退職時に新規採用職員の嘱託員化に努め、一般行政事務嘱託員は平成18年度から原則0人としています。(11人 0人)なお、下水道会計において技能労働職員に該当する職員はなし。																			
退職時特昇等退職手当のあり方	退職手当については、県市町村職員退職手当組合に加入しているため、国に準拠し平成21年4月1日に見直し予定。なお、退職時特昇等退職手当の規則については平成13年3月に廃止しています。																			
福利厚生事業のあり方	福利厚生事業について健康保険組合は該当なし。																			
2 物件費の削減、指定管理者制度の活用等民間委託の推進やPFIの活用等 <table border="1" data-bbox="107 1177 573 1442"> <tr> <td data-bbox="107 1177 573 1321">維持管理費等の縮減その他経営効率化に向けた取組</td> <td data-bbox="573 1177 2101 1321">管渠清掃等維持管理業務内容の見直しを行い適正な維持管理を実施すると共に、流入汚水量により算出される維持管理負担金に影響をおよぼす不明水の流入に注視し、施設の延命と経費縮減を図る。</td> <td data-bbox="2101 1177 2179 1321"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="107 1321 573 1442">指定管理者制度の活用等民間委託の推進やPFIの活用</td> <td data-bbox="573 1321 2101 1442">普通会計に準ずる。 普通会計『平成17年8月に川辺町公の施設の指定管理者制度に関する基本方針を策定し、平成18年4月1日より2施設において、指定管理者制度を導入しています。今後さらに、公共施設について、幅広く民間委託への移行が可能か検討していきます。』</td> <td data-bbox="2101 1321 2179 1442"></td> </tr> </table>	維持管理費等の縮減その他経営効率化に向けた取組	管渠清掃等維持管理業務内容の見直しを行い適正な維持管理を実施すると共に、流入汚水量により算出される維持管理負担金に影響をおよぼす不明水の流入に注視し、施設の延命と経費縮減を図る。		指定管理者制度の活用等民間委託の推進やPFIの活用	普通会計に準ずる。 普通会計『平成17年8月に川辺町公の施設の指定管理者制度に関する基本方針を策定し、平成18年4月1日より2施設において、指定管理者制度を導入しています。今後さらに、公共施設について、幅広く民間委託への移行が可能か検討していきます。』															
維持管理費等の縮減その他経営効率化に向けた取組	管渠清掃等維持管理業務内容の見直しを行い適正な維持管理を実施すると共に、流入汚水量により算出される維持管理負担金に影響をおよぼす不明水の流入に注視し、施設の延命と経費縮減を図る。																			
指定管理者制度の活用等民間委託の推進やPFIの活用	普通会計に準ずる。 普通会計『平成17年8月に川辺町公の施設の指定管理者制度に関する基本方針を策定し、平成18年4月1日より2施設において、指定管理者制度を導入しています。今後さらに、公共施設について、幅広く民間委託への移行が可能か検討していきます。』																			

経営健全化に関する施策（つづき）

項 目	具 体 的 内 容	番号
3 コスト等に見合った適正な料金水準への 引上げ、売却可能資産の処分等による歳入 の確保		
料金水準が著しく低い団体にあつて は、コスト等に見合った適正な料金水 準への引き上げに向けた取組	下水道使用料の見直しは必要不可欠ではあるが、事業が継続中で水洗化の向上も図らなければならない時期であり、また近隣市町の料金見直しも据え置かれていることから、整備完了後、水洗化の状況を見て使用料の見直しを図る。	
4 経営健全化や財務状況に関する情報公開 の推進と行政評価の導入		
経営健全化や財務状況に関する情報 公開	説明責任を果たすという面からも、財務状況や事業経営等の情報公開は必要不可欠であり、今後住民の方に分かりやすい形での開示に努めていきます。	
行政評価の導入	普通会計に準ずる 普通会計『第三者機関の設置等が必須であるため、導入に向け慎重に検討していきます。』	
5 その他	下水道事業の収入は使用料のみであるため、広報PR、アンケート調査の実施、水洗化相談会等の開催等により水洗化の向上を図っており、今後も継続して実施する。 平成19年度より、一般競争入札を導入したことにより工事費の縮減を図る。	

注1 上記区分に応じ、「財務状況の分析」の「経営課題」に掲げた各課題に対応する施策を具体的に記入すること。その際、どの課題に対応する施策が明らかとなるよう、に付した課題番号を引用しつつ、記入すること。

2 上記に記入した各種施策のうち、当該取組の効果として改善額の算出が可能な項目については、「繰上償還に伴う経営改革効果」の「年度別目標等」にその改善額を記入すること。
 なお、当該改善額が対前年度との比較により算出できない項目（資産売却収入・工事コスト縮減など）については、当該改善額の算出方法も併せて上記各欄に記入すること。

3 必要に応じて行を追加して記入すること。

繰上償還に伴う経営改革促進効果

1 主な課題と取組み及び目標

課題	取組み及び目標	番号
1 職員数の純減や人件費の総額の削減	平成25年度に整備が完了を予定であるため、今後は事務事業量に応じた職員数の見直しを行い人件費の縮減を図る。 平成20年度職員数1減予定 6人 5人 平成21年度職員数1減予定 5人 4人	
2 経営効率化や料金適正化による繰越欠損金の解消等	下水道工事に伴う支障管布設替工事について、上水道は金銭補償、農水は現物補償で別発注であったものを、上水道を現物補償とし上水と農水の布設替工事を同一発注としたことにより工事期間の短縮と5%程度の経費の縮減を図る。	
3 一般会計等からの基準外繰出しの解消等	使用料収入の増加となるよう下水道のPR活動、アンケート調査等の実施を水洗化率の向上（平成23年度目標：76.7%）に努め、整備完了後には水洗化の状況のみて使用料の見直しを図る。 整備工区・工法、補償工事の見直しを行い施設整備費の縮減を図る。（補償工事の見直しにより各年5%程度の縮減）	
4 その他	使用料算出 水洗化：供用開始後1年目15%、2年目25%、3年目35%、4～5年目15%、6～10年目7%、以降3%として人口・世帯の見込をたてている。（各年度の整備区域内人口についてはH18.1.31現在の人口・世帯） 使用水量：平成16年度実績より日平均使用水量を算出（290ℓ/人・日）	

注1 上記各項目には、 で採り上げた経営課題に対応する取組として に掲げた経営健全化に関する施策のうち、それぞれ各項目に該当するものについて、その対応関係が分かるように記入すること。

2 必要に応じて行を追加して記入すること。

2 年度別目標等 次頁以下（1）から（5）までの各事業別様式を参考に、以下の考え方に沿って策定すること。

（各事業共通留意事項）

1. 次頁以下の各事業別様式は、「年度別目標」を策定するに当たって参考となるよう例示的な様式を示したものであり、2に掲げた項目以外は必ずしも全ての項目に記入を要するものではなく、各団体の各事業の状況にあわせて記入可能な項目のみ記入し又は独自の取組に応じた項目を立てて記入することは差し支えないものであること。
2. 各事業別様式は参考例示ではあるが、各様式中の「目標又は実績」欄の項目のうち、職員数、行政管理経費（人件費、物件費、維持補修費等）に該当する項目並びに累積欠損金比率及び企業債現在高は、年度別目標策定に際して必須項目とされているので漏れないよう留意すること。なお、これらの項目のうち、職員数、行政管理経費については、各団体（事業）の取組状況に応じて、適宜、細分化（例：職員数 職種別に区分、正職員と臨時職員とを分離計上等）することは差し支えないこと。
3. 「目標又は実績」欄の項目中、「職員数」については、前年度との比較によりその増減数を各年度の「増減数」欄に計上するとともに、計画期間中の「増減数」の合計は「計画合計」欄に計上し、計画前5年間の「増減数」の合計は「計画前5年間実績」欄に計上すること。
4. 「目標又は実績」欄の項目の見直し施策実施に係る「改善額」は、原則として、当該見直し施策実施年度の前年度との比較により算出し、その改善効果がその後も継続するものとして、その後の各年度の改善額を計上すること。
5. 4による「改善額」が対前年度との比較により算出できない項目、その改善効果が単年度に限られる項目（資産売却益、工事コスト縮減等）については、当該改善額のみ当該見直し施策の実施年度の「改善額」欄に計上すること。またその場合の改善額の算出方法について、 の当該施策に係る「具体的内容」欄に併せて記入すること。
6. 計画期間中に実施した見直し施策に係る「改善額」の合計については「計画合計」欄に計上すること。また、計画前5年間に実施した見直し施策に係る「改善額」の合計については「計画前5年間実績」欄に計上すること。
7. 「改善額 合計」欄及び「計画前5年間改善額 合計」欄には、それぞれの期間に係る人件費（退職手当以外の職員給与費）その他改善額を計上することが可能なものの合計（「計画合計」及び「計画前5年間実績」それぞれの合計）を記入すること。その際、同一項目に係る内訳に相当するもの等を重複計上することのないよう留意すること。
8. 「（参考）補償金免除額」欄に記入する「補償金免除額」とは、計画提出前の一定基準日の金利動向に応じて算出された予定額（補償金免除（見込）額）であり、 の「5 繰上償還希望額等」に記入した「旧資金運用部資金」の「繰上償還希望額」に対応する「補償金免除額」の「合計」欄の額を転記すること。
9. 以上の他、各事業別様式において、記入を求められている経営指標その他の項目等については各事業別様式の指示（留意事項）に従うこと。
10. 必要に応じて行を追加して記入すること。

線上償還に伴う経営改革促進効果(つづき)

2 年度別目標等
(5) 下水道事業

区分	目標又は実績	平成14年度 (計画前5年度) (決算)	平成15年度 (計画前4年度) (決算)	平成16年度 (計画前3年度) (決算)	平成17年度 (計画前々年度) (決算)	平成18年度 (計画前年度) (決算見込)	計画前5年間 実績	平成19年度 (計画初年度)	平成20年度 (計画2年度)	平成21年度 (計画3年度)	平成22年度 (計画4年度)	平成23年度 (計画5年度)	計画合計	
収入の確保	処理区域内人口(人)	5,643	6,189	6,747	7,431	8,209		8,379	8,653	9,108	9,244	9,441		
	A 増減	822	546	558	684	777	3367	171	274	455	136	197	1,233	
	水洗便所設置済人口(人)	3,645	4,140	4,746	5,152	5,342		5,806	6,213	6,613	6,940	7,240		
	B 増減	639	495	606	406	190	2336	484	407	400	327	300	1,898	
	水洗化率(%)	65.4	69.1	71.6	70.5	65.8		69.3	71.8	72.6	75.1	76.7		
	C 増減	7.7	3.7	2.5	-1.1	-4.7	8.1	3.5	2.5	0.8	2.5	1.6	10.9	
	有収水量(m ³)	388,145	439,371	487,899	540,706	585,101		615,565	657,646	699,986	734,599	766,354		
	D 増減	58,145	51,226	48,528	52,807	44,395	255,101	30,464	42,081	42,340	34,613	31,755	181,253	
	使用料単価(円/m ³) (使用料収入/有収水量) E	161	160.4	159.8	159.7	159.5		158.2	150.7	150.7	150.7	150.7	150.7	-8.8
	料金改定率(%) (料金改定実施年度に記載) F	-1.9	-0.6	-0.6	-0.1	-0.2		-1.3	-1.3	-7.5	0	0	0	-8.8
収納率(%)	98.8	98.6	98.5	98.9	99		98.8	98.8	98.8	98.8	98.8	98.8		
G 増減	-0.5	-0.2	-0.1	0.4	0.1		-0.3	-0.2	0	0	0	0	-0.2	
その他()	H 増減													
経営の効率化	職員1人当たりの営業収益(千円)	10,437	10,072	11,154	14,437	15,575		16,233	19,821	26,371	27,676	28,873		
	増減	3,696	-365	1,082	3,283	1,138	8,834	658	3,588	6,550	1,305	1,197	13,298	
	職員数(人)	6	7	7	6	6		6	5	4	4	4		
	増減	-2	1	0	-1	0	-2	0	-1	-1	0	0	-2	
	管理運営費(千円)	229,248	249,284	270,931	303,003	328,566		353,179	368,636	387,706	399,032	413,307		
	I 増減	28,085	20,036	21,647	32,072	25,563	127,403	24,613	15,457	19,070	11,326	14,275	84,741	
	処理区域内人口1人当たりの管理運営費(千円) (I/A) J	40.6	40.3	40.2	40.8	40		42.2	42.6	42.6	43.2	43.8		
	増減	-0.5	-0.3	-0.1	0.6	-0.8	-1.1	2.2	0.4	0	0.6	0.6	3.8	
	汚水処理原価(円/m ³) (汚水処理経費/有収水量) K	439.5	413.1	416.5	416.9	346.9		331.4	262.2	266	274.2	283		
	増減	-20.2	-26.4	3.4	0.4	-70	-112.8	-15.5	-69.2	3.8	8.2	8.8	-63.9	
汚水処理原価(維持管理費)(円/m ³) (汚水処理経費(維持管理費)/有収水量) L	144.33	120.92	111.67	111.62	114.66		120.21	111.05	108.82	106.94	105.49			
増減	-3.27	-23.41	-9.25	-0.05	3.04	-32.94	5.55	-9.16	-2.23	-1.88	-1.45	-9.17		
その他()	M 増減													
使用料回収率(%) (E/K×1000)	36.6	38.8	38.4	38.3	46		47.7	57.5	56.7	55	53.3			
増減	1.2	2.2	-0.4	-0.1	7.7		1.7	9.8	-0.8	-1.7	-1.7			
累積欠損金比率(%)	0	0	0	0	0		0	0	0	0	0			
増減	0	0	0	0	0		0	0	0	0	0			
企業債現在高(百万円)	4,384	4,748	5,064	5,281	5,383		5,392	5,354	5,401	5,332	5,260			
増減	284	364	316	217	102		9	-38	47	-69	-72			
収入の確保	使用料収入	63	71	78	86	94		97	99	105	111	115		
	改善額	9	8	7	8	8	40	3	5	11	17	21	57	
	有収水量の増加	9	8	7	8	8	40	3	5	11	17	21	57	
	使用料の適正化													
	収納率の向上													
その他()														
改善額														
経営の効率化	管理運営費	229	249	271	303	329		353	374	397	420	432		
	うち職員給与費中の退職手当を除いたもの	43	47	42	38	41		39	37	28	28	28		
	改善額	7	-4	5	5	8	8	3	4	13	13	13	46	
	職員給与費の適正化	7	-4	5	5	8	8	3	4	13	13	13	46	
	維持管理費(上記以外)の適正化													
	うち職員給与費中の退職手当	0	0	0	0	0		0	0	0	0	0		
	その他(補償工事の見直し)							7	1	2	2	3		
改善額				40	29	69	7	1	2	2	3	15		
計画前5年間改善額 合計							117	改善額 合計					118	

計画前年度において使用料単価150円/m³(20m²当たり3,000円)未満(処理原価が150円/m³未満の場合は処理原価未満)の事業にあっては、下記に使用料適正化の考え方を記載し、当該適正化による増収額を記載すること。

「収入の確保」その他 例:未利用地の売却、資産の有効利用(用地等の貸付)、再生水の販売収入など(記入単位は百万円とするが、会計規模により千円単位でも可とする。)

「経営の効率化」その他 例:建設コストの縮減(上下水共同施工の実施、工法の見直し・技術開発の促進など)、建設改良費の抑制は除く。)、電気・機械設備等の計画的修繕による長寿命化など(記入単位は百万円とするが、会計規模により千円単位でも可とする。)

(収入の確保及び経営の効率化に向けた取組みについて)

使用料適正化の考え方

民間委託の取組状況

その他に記載された項目に関する取組等

(参考) 補償金免除額 3